

答 申 書
(答申第14号)
平成11年6月7日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の内容（以下「本件請求内容」という。）は、別紙1に掲げるとおりであり、北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）はいずれも管理しておらず、不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといふものであるから、本件公文書が不存在であるとした処分の妥当性について判断することとする。

(2) 本件公文書について

ア 異議申立人は、支出命令を受けて支出をするのは、出納機関である出納長の権限であり、支出に当たっては、関係書類等により支出内容を審査することとされているのであるから、本件公文書が実施機関（出納長）に存在する旨主張しているの点について検討する。

イ 道では、支出を行うときは、知事又はその権限の委任を受けた者（以下「支出命令者」という。）が当該支出に係る関係書類により支出の根拠、金額等について調査の上、支出を決定し、支出命令書により出納長又は出納員に対し支出を命令することとされている。（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第81条）。また、出納長又は出納員は、支出命令者から支出命令書を送付されたときは、原則として支出命令者から支出の内容を明らかにした書類を提出させ、これに基づき審査をすることとされている。（財務規則第89条）。

ウ しかしながら、給与その他の給付に係る支出命令の審査をするに当たっては、出納長又は出納員は、支出命令者から支出の内容を明らかにした書類を提出させることを省略して差し支えない旨定められており（財務規則第89条第2項ただし書及び給与支給事務処理要領（昭和50年2月20日付け給与第63号総務部長・副出納長通達）第5の3）、実施機関の説明によれば、北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署（以下「各警察所属」という。）における宿日直手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「諸手当」という。）の支出に当たっても、支出命令者である北海道警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）からは、支出の内容を明らかにした書類は提出されていない。

なお、各警察所属における諸手当の支出に当たり、警務課長から出納長に送付され

る支出命令書（支出科目が二以上にわたる場合に添付される給与等科目別集合表を含む。以下同じ。）には、各警察所属における諸手当に関する情報としては、その合算額のみが記載されていることが認められ、支出命令書のみをもってしては諸手当の支出の内容はわからないものである。

エ また、支出に関する証拠書類については、原則として当該証拠書類に係る事務を所掌する部署において管理することとされており（財務規則第338条第1項）、実施機関の説明によれば、各警察所属における諸手当の支出の内容を明らかにした書類についても、財務規則第338条第1項及び北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）に基づき各警察所属において管理されており、実施機関では管理していないことが認められる。

(3) 本件処分について

ア 条例第2条第2項は、条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいうと定めている。

したがって、条例にいう公文書に当たるためには、(1)実施機関が作成し、又は取得した文書等であること、(2)実施機関が管理していること、の二つの要件を充たすことが必要である。そして、開示請求に係る公文書が存在しない場合にあっては、実施機関は、条例第17条の規定に基づき当該公文書が存在しない旨の通知をすることとされている。

また、条例第2条第1項は、この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいうと定めている。

イ 本件公文書は、(2)のエで述べたとおり、条例上の実施機関とはされていない北海道公安委員会（各警察所属）において管理することとされているものであり、現実に実施機関では管理していないのであるから、実施機関が管理している文書には該当しない。

また、(2)のウで述べたとおり、本件公文書は、北海道公安委員会（警務課長）から実施機関（出納長）には提出されていないのであるから、そもそも実施機関が取得しているものではない。

そして、他に実施機関における本件公文書の存在をうかがわせるに足る資料等もない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 4 月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 4 月 26日 (第11回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年 5 月 24日 (第12回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案の審議
平成11年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

番号	開 示 請 求 の 内 容
1	北海道警察本部における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
2	北海道警察学校における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
3	札幌方面中央、西、北警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
4	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
5	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧、浦河警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
6	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
7	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
8	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
9	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における特殊勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
10	北海道警察本部における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
11	北海道警察学校における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）

12	札幌方面中央、西、北警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
13	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
14	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧、浦河警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
15	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
16	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
17	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）
18	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における時間外勤務手当の支払内容がわかる書類（平成8年度）